## タブレット端末等の更新にかかるプロジェクトチーム 協議概要

## 会議の経過

- ・10/20(金)第1回目 会議同期システム、グループウェアに係る方針決定
- ・10/27(金)第2回目 タブレット端末の導入方針の検討
- ・11/15(水)第3回目 タブレット端末の導入方針について PT 意見決定

## 協議の結果

- (I) 会議同期システムについて
  - → 現行のシステム(スマートセッション)に限らず、選定を行う
  - → | 月以降に、サービスの選定を行う
- (2) グループウェアについて
  - → 現行のシステム(サイボウズOffice)に限らず、選定を行う
  - → | 月以降に、サービスの選定を行う
- (3) タブレット端末について
  - → 会派でタブレットの要否を判断し、通信を含めてタブレットを会派で契約する。費用は政務活動 費と私費の折半となる。
  - → 会派でタブレットを持つ必要がないと判断された場合、個人のタブレットを議場に持ち込むこと も可能
  - → 議員がタブレットをお持ちでない場合には、本会議・委員会での資料閲覧用にタブレットを議会局からその都度貸し出すこととする。(なお、当面の間は現在使用しているタブレットを充て、老朽化した場合には更新を行う方針)
  - ・ 政務活動費と私費の切り分け並びに所有権について、改めて議会運営委員会での協議を行う
  - 契約は会派・個人であったとしても議会局から推奨機種は提案する